

茨木市立保育所民営化外部検討委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市立保育所の民営化に関する基本的な方針を検討し、効率的な保育所運営を図るため、茨木市立保育所民営化庁内検討委員会設置要綱(平成17年10月20日実施)に基づき設置した茨木市立保育所民営化庁内検討委員会(第2において「庁内検討委員会」という。)において検討している事項について、職員以外の者から広く意見を求めるため、茨木市立保育所民営化外部検討委員会(以下「外部検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 外部検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 庁内検討委員会において、検討している事項に関すること。
- (2) その他市立保育所の民営化に関すること。

(組織)

第3 外部検討委員会は、委員4人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 私立保育園連盟会長
- (3) 学識経験者

(任期)

第4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 外部検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、外部検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 外部検討委員会の庶務は、こども育成部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、外部検討委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から実施する。